

社会福祉法人 直鞍会

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直鞍会における役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

(理事長の報酬)

第3条 常勤理事長の報酬は、前職時に受けていた給与を基準として、その本俸及び通勤手当を毎月支給する。なお、非常勤理事長の報酬は、同本俸を上限として、勤務実態に則して毎月支給する。

ただし、理事長が施設の職員を兼務する場合においては、同俸給表 5 級 30 号俸の 2 分の 1 を上限としその報酬額は理事会において決定する。

2 報酬の支給日は、当月分を翌月の 15 日に特別養護老人ホームやすらぎ園会計より支給する。ただし、その日が休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その前日を支給日とする。

(理事会及び評議員会の出席)

第4条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払うことができる。又、別表 2 により交通費を支払うことができる。但し、施設職員には支給しない。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人直鞍会役職員等の旅費支給規程により旅費を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より適用する

別表 1

名称	報酬（日額）
理事会出席	10,000 円
評議員会出席	10,000 円

別表 2

名称	交通費（日額）
町内	1,000 円
町外	3,000 円